

# 定 期 監 査

## 1 監査の実施期間

令和2年1月14日から同年2月28日まで

## 2 監査の対象

- ◇ 環 境 部 環境総務課、環境保全課、廃棄物対策課、  
新環境クリーンセンター建設課、環境クリーンセンター
  
- ◇ 都市整備部 都市計画課、土地対策課、建築指導課、みどりの課、  
市街地整備課、住宅政策課、新富士駅南整備課、  
インター周辺区画整理課
  
- ◇ 建 設 部 建設総務課、道路整備課、道路維持課、河川課、施設保全課

## 3 監査の範囲・方法

平成31年4月1日から11月30日までに執行された事務事業について、提出された資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類等により予備監査を実施し、担当職員からその執行状況等の説明を聴取した。

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているかを主な着眼点として監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点監査項目を設定した。その主な項目は次のとおりである。

### (1) 予算関係

- ・適切な予算科目であるか。
- ・経費の設計・見積もり時に十分な精査が行われているか。

### (2) 契約関係

- ・工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- ・契約書類等に不備はないか。
- ・契約内容に沿った業務の執行が行われているか。

### (3) 支出関係

- ・支払いの遅延はないか。

### (4) 収入関係

- ・債権の適正な管理が行われているか。

(5) その他

- ・要領、ルール等の定めに沿った事務の運用が行われているか。
- ・郵券等の保管・管理は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査対象となった事務事業は、所期の目的に沿った執行が進められており、その経理手続、事務処理は概ね妥当と認められ、公表すべき指摘事項は見られなかった。

5 事務事業の概要

各所属の事務事業等の実施状況は、次のとおりである。

(注 意)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として単位未満を四捨五入してあるが、合計と一致させるため一部調整したところもある。
- 2 文中及び各表中の比率(%)は、原則として小数点第3位を四捨五入しているが、比率0.000%を超え0.005%未満のものは0.01%、99.995%以上100.000%未満のものは99.99%、100.000%を超え100.005%未満のものは100.01%とした。また、構成比の合計が100.00%になるよう一部調整したところもある。
- 3 文中及び各表中の比率(%)は、円単位で計算している。